

食協発第 40 号
平成 30 年 4 月 16 日

各 支 部 長 殿

公益社団法人日本食品衛生協会
理 事 長 鵜 飼 良 平
(公 印 省 略)

食品衛生指導員による巡回指導について

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

食品の安全確保のための衛生管理手法として国際標準となっている HACCP について、厚生労働省では、第 196 回国会（常会）に「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を提出し、審議が進められています。施行日については、経過措置を含め、実質的に公布の日から 3 年以内に完全施行となっています。

HACCP に沿った衛生管理の制度化がいよいよ本格化するなか、食品衛生指導員の活動に対し多くの期待が寄せられており、会員をはじめとする食品等事業者にも HACCP に沿った衛生管理を情報提供していくことが急務となっております。

このような中、本年度の巡回指導に当たっての重点指導項目については、平成 30 年 2 月 5 日付事務連絡によりご案内いたしましたとおり、平成 29 年度に引き続いて下記のとおり決定いたしております。これら活動にあたり、指導員研修会への講師派遣や巡回指導等、食品衛生指導員活動へのご指導等にご協力いただけるよう全国食品衛生主管課長連絡協議会様あてにご協力をお願いを申し上げ、各自治体に通知いただいているところです（別紙参照）。

つきましては、巡回指導において、全国の食品衛生指導員の意識を統一し、普及・啓発の充実、強化を図ってまいりたいと考えておりますので、各支部におかれましては、食品衛生指導員の皆様方へご周知くださいますようお願い申し上げます。

【平成 30 年度食品衛生指導員重点指導項目】

HACCP の考え方に基づく衛生管理の実施

以 上

(担当：公益事業部食品衛生推進課)